

# 戦国期の「国」について

池 享

## 一 問題の所在

### 1 戦国期の「国」の性格をめぐる近年の議論

言うまでもないことだが、戦国期の史料には「国」という文字が頻出する。共通する意味は「一つの区域をなした土地の称」（『日本国語大辞典』）となろうが、何が「区域」を決めるのかは一律ではなく、「国」の具体的意味は、後に見るように極めて多様である。戦国期研究においては、律令国家が支配の単位として設定した国郡の枠組がなおも生きており、戦国大名の支配の正当性も幕府より与えられた守護公権が根柢となっていることを重視する見解がある。これに従えば、「国」の基本的意味は国郡制的支配の単位となろう。これに対して、一九九〇年代以降盛んになった「地域社会論」においては、「国郡制秩序と相克する下からの自律的地域社会秩序の内実を追究する視角」が重視されている。これに従えば、「国」の基本的意味は地域の社会集団が「自力」に基づき自律的に形成した「歴史的領域」

ということになる。このように、戦国期の「国」の性格については、全く相反する見解が並存し、歴史認識をめぐる重要な争点となっている。<sup>①</sup>

しかし近年では、両見解を踏まえた総合的な「国」・「郡」理解を目指す動向も見られる。池上裕子氏は、「地域社会論」が地域形成における上からの規定性を排除していると批判し、領主や国郡制の役割を視野に入れる必要性を強調している。具体的には、室町・戦国期において「国」・「郡」が支配の枠組として機能していたこと、惣国一揆も支配のあり方に規定され郡単位で成立していること、庄境相論が郡境相論に転化する際に近隣庄郷への合力要請において「郡」の論理が用いられていることなどを挙げた上で、戦国期の領・領国が、国郡制を受け継ぐ面と地域社会の実態を踏まえた面との両面によって、新たな領域として形成されることを指摘している。<sup>②</sup>「地域社会論」の代表ともいべき稲葉継陽氏も、「当知行主義を前提とした中世的紛争処理システムの伝統」が領域秩序の基本にあったとしつ

つも、それと「国」・「郡」とがどのように関わっていたのかを正面から検討している。ここでは「郡」が、一方で一国平均役賦課単位として機能するという体制的枠組でありながら、他方で地域諸階層の生活世界でもあるという、両義的性格を有していたことが指摘されている。<sup>3)</sup>ここから導かれる課題は、「両義性」とも表現される「国」・「郡」の性格の多面性を、どう統一して理解すべきかであろう。

## 2 「国」の意味の多様性

そこでの困難は、「国」(くに・こく)という文字(言葉)が多様に使われていることである。この問題に関しては、久保健一郎氏が後北条領国の場合を素材に検討を加えている。<sup>4)</sup>それによれば、後北条氏関係者が使用する「国」を使った重要な文言としては、「国家」・「御国」・「国法」があるが、それぞれには特徴的な用法があった。

まず「国家」は、寺社に宛てた文書において「国家安全之祈祷」という文脈で使われる場合が多い。ここでの「国家」とは、大名自らが支配する客体である「国」と「家」の意である(例外的に日本国レベルの「国家」という用法もある)。これに対し「御国」は、民衆宛の印判状において、「御国御用」・「御国之御大事」という文脈で、領国の危機における戦争への動員の根拠として使われる場合が多い。ここでの「御国」とは、支配の主体としての国家の意であり、「兵」身分ではない非戦闘員の軍事動員を正当化する国家の支配理念を表明する際に使われる言葉である(例外的に「御国なみ」という用法もある)。さらに

「国法」は、具体的には人返法や年貢・公事賦課関係の法の意であり、「大名の最も基本的・根幹的な経済基盤を確保するための強制力・権原として用いられている」。

久保氏は、このような検討を踏まえ、「国家」・「御国」・「国法」の使用局面・対象が限定的であることを指摘する。<sup>5)</sup>さらに、「国家」・「御国」と「公儀」・「大途」という文言とを比較すると並列あるいは「大途」の方が優位にあるとして、戦国大名支配においては公権性とともに入格性を体现する「大途」が重要な意義をもっており、ここに戦国時代固有の公儀の一つの到達点<sup>6)</sup>が示されていると結論している。

筆者は、戦国大名公儀の人格性を強調する結論には強く共感する。<sup>5)</sup>同時に、語義において支配の主体と客体とが截然と区別されていたとする解釈には疑問が残る。また、検討対象が後北条氏発給文書に限定されており、こうした理解の普遍性如何も検討する必要がある。そこで、戦国期の文書で使用されている「国」関係の文言をより広く蒐集し、その意味を分析することを通じて、1で提示した課題を検討することとしたい。

## 二 「国」・「国家」・「惣国」

まず、『大日本古文书』および『東寺百合文書』所収の史料より、「国」という文字を含む単語を検索し、その意味を検討することから始めたい。検討史料は、基本的に十五世紀後半〜十六世紀に作成されたものに限定する。対象史料群は限られているが、一般的用法との偏差はさほどないと仮定しておく。

1 「国」の字義

「国」が単独で使われる場合は多くない。最も多いのは、国名と組み合わされた武蔵国のような地域区分上の用語である。更には、中国・四国、西国・東国といった、より広い区分を示す言葉がある。これらは文脈によっては特殊な政治的意味が付与される場合もあり(「中国衆」・「四国衆」といった軍団の編成など)、また国名自体が国郡制に基づいているともいえるが、それ自体としては「価値中立」的である。これに近いものとしては、隣国・近国・遠国といった位置関係を示す用語、あるいは、上国・下国・在国といった移動を表す用語がある。こうした用語も「価値中立」的といえるが、それを使う意識には、政治的主観が入っている。この点をより端的に示すのが、自国・他国、当国・貴国といった用語である。いくつか例示しよう。

『毛利家文書』には「自国他国」という対比が多く見られるが、初見は天文二十二年(一五五三)の毛利隆元書状であり、陶氏との関係が悪化し毛利家が滅亡したら、「自他国に名被上候事も一向曲無し」という文脈で使われている。この時点で毛利氏は陶氏から芸備国衆の軍事統轄権を委ねられていたが、ここでの「自国」は、安芸国衆の立場から発せられた言葉と思われる。防長征服期においても、有名な「当家をよかれと存候者は、他国之事は不能申、当国にも一人もあるまじ」(毛利四〇六)という元就の愚痴や、元就の活躍により毛利家の「武功自国他国に無其隠」(毛利六四六)という隆元の劣等感の表明がある。さらに元龜元年(一五七〇)の吉川元春書状でも、尼子

勝久を撃退し雲伯両国を奪還したことが、「自国他国之覚、輝元御一身之冥加、不可過之候」(毛利七九二)とされている。このように見ると、「自国」とは版図の拡大に対応して広がるものではなく、本拠である安芸が意識され続けているように思われる。後の羽柴秀吉との停戦が「京芸和平」と意識されるのも、その延長であろう。また、一旦は尼子勝久と結んだ山名韶熙が、天正三年(一五七五)に毛利氏と和睦した際には、両者の関係が「貴国・当国」と表現されている(吉川五九五)。この和睦は、別の史料では「芸但御和与」と表現されており(吉川五九一)、やはり双方の本拠である但馬と安芸が「当国」・「貴国」と意識されているのである。付け加えるならば、これに近い「国」意識の表現として「回国」という言葉がある。これは、朝鮮侵略時の秀吉の定書に見られるもので、朝鮮で諸大名が守る城の本丸に「たとい雖為回国者」、他の家中の者を入れてはならないという文脈で使われている(島津三九三)。「家」を越えた「回国」意識を物語るものとして興味深い。

政治的支配の対象としての「国」を直接意味する用語も数多くある。久保氏が検討した「御国」もそうだが、代表的なのは「分国」であり、例えば小早川隆景は、織田方との抗争において輝元の出陣を促した際、「御分国へ早々に御触を廻らされ、御出張の御催し專一に候」と述べている(毛利八三四)。また、支配領域の分割を「国分」と表現することもよく知られており、羽柴秀吉は賤ヶ岳合戦後の所領の分配を、「忠節仕候者には国郡を遣」、「国分・知行分も相濟」ますと説明している(毛利九

八〇)。同じ史料で秀吉は、毛利氏との領土分割について、「其御国端へ罷越、境目之儀をも相立」てたいとしている。この時点での秀吉の「国郡」認識がどのようなものであったかは定かでないが、毛利側として交渉にあたった安国寺恵瓊と林就長は、境目決定を「国切」と表現し、備中については「内郡」と「外郡」とを「河切」で分割するとしている（毛利八五九）。実際、基本的に高梁川を挟んで西半部を毛利氏が知行することとなっており、<sup>8)</sup>国郡の境目自体が川や山などの自然地形と無関係に決められるわけでもないのです、ここから国郡制の原理の規定性を云々することはできないだろう。

実際の支配においても、「国」は独自の意味をもっていた。永正七年（一五一〇）には、室町幕府奉行人より守護の上杉定実に対し、「越後国役」が賦課されている（上杉二〇七）。ここでは「国」は、賦課の対象単位の意味で使われている。また丹波国大山庄に対しては、「公方段銭」とは別に「国方段銭」が賦課されている（東寺に三一六）。ここでの「国」の意味は、賦課主体としての守護<sup>11</sup>国支配者である。しかし後に見るように、明応七年（一四九八）には乙訓惣国が香西又六への「国次」<sup>12</sup>「献銭」を郡内の庄・郷に賦課しており（東寺ぬ八九）、賦課と関わる「国」の用法は、室町幕府・守護によるものに限られなかった。

## 2 「国家」の語義

以上のように、「国」は様々な文字と組み合わせられ多義的に使われていたが、中でも注目したいのは、「国家」・「惣国」という用法である。というのも、この二つの言葉には、戦国期の地

域社会、端的に言えば地域公権力の独自のあり方が込められていると考えられるからである。まず、それぞれの用例を挙げ、語義を検討しておこう。

「国家」について。一方では、律令国家以来の日本列島レベルでの国家の意で用いられている場合がある。これは、朝廷・幕府の神社への祈祷命令において頻出するもので、ここでは、天文二十四年の後奈良天皇綸旨の「可令致国家安全・宝祚延長」という文言を挙げておく（醍醐寺一三〇九）。永禄三年（一五六〇）の正親町天皇の綸旨では、毛利隆元が即位費用を拠出したことを「天下之美誉、国家之芳声」と讃えている（毛利二九八）。ここでの「国家」も「日本」国家を指しているだろう。

しかし、戦国期を特徴付けるのは、久保氏も指摘するように、「国」と「家」との統一体という用法である。毛利隆元は、陶氏との対決を決意した天文二十三年、「国家を可保事可油断との事にては努々無之候」との決意を披瀝している（毛利七六一）。ここでの「国家」は、同じ隆元が防長征服後、「長久に家を保、分国をおさめ候ずる事」は難しいが、元就に従って「洞他家分国を治保候て可見候」と述べているように（毛利六五六）、まさにこの意味で使われている。北条氏綱が鶴岡八幡宮に「家門分国安泰」の祈禱を依頼しているのも同趣旨であろう。<sup>9)</sup>こうした意味での「国家」は熟語として定着していたようであり、島津氏は、永禄四年には日新が義久に「為国家に身を惜し」むなとの教訓を与え（島津一四〇三）、天正七年には「伊勢大神宮」に「倍国家豊饒軍誉之祈精」を依頼し（島津一四二五）、文禄四

年(一五九五)には義弘が家督を継いだ忠恒に「国家安泰之行」が肝要であるとの認識を表明している(島津一四九五)。また、毛利氏と尼子氏との和平工作にあたっていた聖護院道増は、吉川元春に宛てた書状の中で、戦鬪が再開したことを憂い「国家長久之策」を話し合っしてほしいとしているが(吉川五六九)、これも「日本国家」の長久の意ではあるまい。さらに、太宰府天満宮の法印信寛は吉川氏に対し、当社が草創以来「天下国家之抽御祈禱」してきたと強調しているが(吉川六六五)、これも、従来の国家祈禱が戦国大名「国家」に対しても行われるようになる、すなわち、「国家」の意味の広がりを示すものといえよう。

### 3 「惣国」の語義

もう一つの「惣国」は、惣国一揆などの學術用語としても使われているが、もともとは国全体という一般的意味で使われていた。例えば、石清水八幡宮領筑前国早良郡次郎丸の天文八年分の「土貢」が、「惣国損亡」により「不納」となったという用法である(石清水五六四)。また、秀吉が島津領国で行った検地においても、「薩州惣国」(島津三六五)・「惣国屋敷方」(島津一〇〇)という用法が見られる。これらは「価値中立」的ともいえるが、榎原雅治氏が、「国中平均之損亡」が百姓の損免要求の正当化の論理となっていたと指摘しているように、ここで「惣国」にも、賦課のあり方と関わった「国中平均」という意味が込められていたとも考えられる。

実際、時期は遡るが、応永十九年(一四二二)に「東寺造管料棟別」が越中の「国中平均」に賦課された際、管領の細川満

元は「総国之法」に任せて徴収しよう命じている<sup>①</sup>。同じ内容を伝えた守護畠山満家奉行人奉書案では、「惣国之法」に任せてと書かれてある。つまり、「国中平均」の賦課が「総国之法」あるいは「惣国之法」なのであり、言い換えれば「惣国」には、命令・賦課を受ける対象としての国全体という政治的意味が込められているのである。寛正七年(一四六六)の毛利豊元雑掌申状(毛利一一九)において、將軍の「惣国次」の命令により九州に出陣した、あるいは、「国次」に伊予に名代を出陣させたと書かれているのも、同様の用法といえよう。前に、乙訓惣国が香西又六への「国次一献錢」を郡内の庄・郷に賦課したことを指摘したが、ここでの「国次」も「一国平均」の意味で使われていると思われる。その乙訓郡では、長享元年(一四八七)に、細川政元被官の上田林某が入部するのを阻止しようとした国衆が、政元に支払った礼錢の費用を「郷々出錢」によって賄おうとしたとき、「惣国大儀」だからと徴収を正当化した(東寺を四〇五)。ここでも、上田林某の入部が「国」全体に関わる重大政治事件だという文脈で、「惣国」が使われている。

ここから一歩進んで、「国」全体の政治的問題に関わる主体としての「惣国」という意味が生まれる。伊賀惣国一揆<sup>②</sup>には「惣国」が類出するが、「惣国一揆」・「惣国一味同心」・「惣国諸寺之老部」・「惣国諸侍」など、主体の構成範囲を示す用法が多い。さらには、「惣国として兼日に発向」・「惣国出張」など、直接に主体を指す言葉としても使われている。山城国一揆においても、「惣国月行事」が「山城国寺社本所領」から「国中之半

「濟」を徴収するにあたって、「惣国に可被納」と命じている。<sup>(14)</sup>ここでは「惣国」は、「国」全体の支配組織の意味で使われている。

#### 4 小括

以上、様々な「国」の意味を検討してきたが、そこには広い慣習的用法に支えられた多様なイメージが込められていることが明らかになった。元々のヤマト言葉では、「くに」は大地やそこに住む人々の生活空間だったが、それを基礎とした自生的政治領域も「くに」だった。「倭奴国」のように、中国の史書でそれに「国」という漢字が当てられ、日本でも使われるようになった。さらに「国」は、大和政権による国造の編成、律令国家による国郡制の導入により、中央政権による地域支配の単位の意味ともなった。<sup>(15)</sup>しかし、「国」の意味は国郡制の制度的地域支配単位に収斂されたわけではなく、それとは区別された生活空間・政治領域も「国」と意識され続けた。乙訓惣国が郡単位で成立しているにも拘わらず、「惣国」と自覚し「国次」の論理を用いているのは、その延長上で理解できる。さらには、「他国」と區別される「自国」という明確な対自的意識も存在しており、国郡制の地域区分はこれらに名称を与えるものでもあった。この両側面が相俟って、具体的な「国」のイメージが成立していたのだと思われる。

応仁の乱を契機とする室町幕府―守護体制の解体により、こうした状況に変化が生じた。まさに「自律的地域社会秩序の形成」が本格化し、国郡制的「国」でも生活空間としての「国」(country)でもない、地域公権力により平和・秩序が維持され

る政治的領域としての「国」(state)が登場するのである。<sup>(16)</sup>「其国に有之者は罷出不走廻而不叶意趣に候」として、百姓への軍事動員を正当化した後北条氏の領国は、その典型ともいえよう。公権力によって保護／支配される代償として「国次」の負担に応じることが、領民の義務とされるのである。ここでの「国」は支配の対象(客体)であるが、支配の主体である公権力掌握者(governor)とは不可分の関係にあり、文脈によって力点が違ってはいても、久保氏の例示する「御国御用」や「御国之大事」での「御国」は、両者のダブルイメージで受けとめられていた、つまり、「惣国」の用例でも検討したように、ある言葉に一対一的に対応した主体・客体の明確な区別はできないのではないだろうか。

より重要なのは、こうして生まれた新たな地域公権力の呼称としての「国家」と「惣国」という二つの言葉の意味内容である。「国家」については、「家門」と国制の『国』観念が組み合わさったものであり、さほど目新しい史料用語ではない<sup>(18)</sup>という評価がある。しかし、前述のように「国」は単なる国制上の観念とは考えられず、また、「国」と「家」が「組み合わさった」ことの意義も歴史的に評価する必要がある。戦国期以前の国司や守護による「国」支配は、「日本国家」の地域支配担当者の史務であることが国制上の原則であり、史料上でも支配主体を示す言葉は「国」であった。それでは戦国期に「国」が「国家」とも称されるようになったのは何故かといえ、それが「国」と「家」の不可分の統一体だった、すなわち、主従制的に

編成された家権力を基幹として「国」支配が成立していたからである。これが、国郡制の地域支配原理との決定的違いだった。「家を保、分国を治め」というのは、並列の関係にあるのではなく、家が安泰であつてこそ国が治められるという意味であり、だからこそ、公儀・大途・公方という家の当主の役割が重要だったのである。その意味で「国家」は、家権力である戦国大名の領国に相応しい言葉だったといえよう。これに対して「惣国」は、元々は生活空間・政治的領域の意味だったが、地域の論理に直接基づいて形成された一揆の組織という性格ゆえに、権力の呼称としても使われたと考えられる。したがって、一揆権力である「惣国」には、公儀・大途という人格は存在せず、戦国大名の「国家」とは著しい対照を見せている。

このように、政治的領域／それを支配する公権力としての「国」の成り立ち方が一様でないことは、戦国期社会の特徴である。大きく分ければ、武家権力が主導して形成する国衆領・その統合体としての戦国大名領国、国衆から土豪・百姓までが地域的に結集する惣国一揆、畿内政権による守護支配が実効性を有した「国郡」などが考えられる。これらは、権力編成の原理や先行する室町幕府―守護体制との関係などに相違があり、国郡制の問題を一般には論じられない。共通に国郡名称が使われているとしても、それが単なる支配の単位なのか、それとも全国統治権の地域分割単位なのかは一律ではないからである。そこで、それぞれの秩序が何故、またいかにして選ばれたのか、それぞれの間にはどのような関係があつたのかを検討しなければ

ば、統一的理解は得られないことになる。ここでは、これらが錯綜して展開した山城国乙訓郡をフィールドに、この問題を検討したい。

### 三 乙訓郡における「国」と「惣国」

#### 1 乙訓郡の地域的特徴

山城国乙訓郡は京都近郊の桂川西岸に位置し、愛宕・葛野・紀伊・宇治郡とともに山城下五郡を構成していた。郡内には、東寺領上下久世庄、徳大寺家領鶏冠井庄、天竜寺領物集女庄、久我家領久我庄・大藪庄・築山庄、光明峰寺小塩庄（散在）など、本所を異にする膝下荘園群が展開し、郡役所である勝竜寺は下五郡の守護役所でもあつたという。また、郡内を本拠とする鶏冠井・神足・物集女氏らの国人領主は、細川氏の被官を中心に「西岡被官中」・「中脈被官中」と呼ばれる桂川西岸を覆う郡を越えた集団を構成していた。<sup>19)</sup>

さらに上久世・下久世・大藪等の庄民は、領主を異にする乙訓郡・葛野郡の各郷と共に桂川用水を共同で管理する西岡十ヶ郷を構成し、取水口の松尾社や対岸の西八条西庄など隣接地域と紛争が生じた場合は、「諸郷」として共同で愁訴や訴訟を行っていた。一方で庄民は、各本所に対して荘園の「名主百姓等」・「公文」・「沙汰人」として井料の下行・幕府への訴訟の窓口・訴訟費用の立て替えなどを要求していた。明応三年（一四九四）に、西岡五ヶ郷（十一ヶ郷のうちの上五ヶ郷）上久世・下久世・大藪・牛ヶ瀬・三鉾寺の各郷。牛ヶ瀬は葛野郡、それ

以外は乙訓郡に所屬)が、桂川の取水権をめぐる対岸の西八条西庄と相論を起こした際は、各郷の庄官が共同でそれぞれの本所に訴訟の窓口となることを依頼している。また、五ヶ郷側を勝訴とする京兆家の裁定の執行には、細川政元の被官で有力内衆兼師寺元長の与力衆でもある「西岡被官衆」の神足・高橋・物集女氏があたった。このような地域的共同と、幕府・京兆家の公権力としての裁定、その執行への主従關係を通じた地域的合力によって、秩序維持が図られていたのである。<sup>20)</sup>

このように乙訓郡内の諸階層の帰属は多元化されていたため、利害の実現・秩序維持において、「国」の論理に基づく「地域合力」が重要な役割を果たしていたといえる。しかし、京都近郊という地理的位置は、京兆家による畿内領国化展開の影響をまともに受ける条件となつた。それにより外部勢力の入部や半済徴収等の事態が生まれ、それに対する地域社会の利害擁護という課題が突きつけられたとき、郷村の代表や国人領主が所領や階層の違いを超え、地域的共同性に基づき結集し、自治的権力を形成する動きが生まれる。それが、「乙訓惣国」だった。

## 2 「乙訓惣国」の経緯

文明十八年(一四八六)、細川政元被官の上田林某が、西岡にある畠山義就方の闕所を給与され入部を企てたが、国衆は政元に礼錢を支払うことで回避した。翌長享元年、国衆は礼錢負担のための「郷々出錢」の合力を各郷に要求し、上久世庄では公文の寒川氏が本所である東寺に支出を要請したが、東寺側は「於当庄無謂」として拒否した。そこで国衆は、神足・平・物集

女・竹田・鶏冠井・小野氏の連署で、「惣国大儀」であり「为国不可有如在」と本所に伝えよと寒川氏に命ずる書状を發し、寒川氏も「無謂子細」だが「惣国之大儀不可過是」と再度要請した。そのため東寺は、「地下」が五百疋を負担(「沙汰」)することを確かめた上で、「雖為非分之儀」一疋を未進の普請料一貫文から差し引く方式で負担することとした。<sup>21)</sup>

これが、乙訓郡で「惣国」の言葉が使われた最初の事例であり。連署した国衆は乙訓郡という地縁で結集した集団であり(華島氏など乙訓郡以外の国衆は含まれていない)、郡内の各郷に領有關係を越えて等しく合力を要求し、その正当性も「惣国大儀」という地域的利害の論理に基づいていた。また、寒川氏が「自国郷別之事被申候」と述べているように、「国」は国衆が形成した支配団体の意味でも使われている。その寒川氏は、東寺の立場を配慮して妥協的措置をとったが、一方で負担要請は「郷より申」すとしており、「地下」≡「庄家」とは違う、「国」の下部組織あるいは地域としての主体的立場に基づいた要請だったとも考えられる。ここには、国衆の主導下に地域住民と庄園領主が協力して外部勢力の侵入という「惣国大儀」に対応した様子が窺えるが、同時に、「惣国大儀」の受けとめ方がそれぞれ違うことにも留意する必要がある。

明応七年には、細川政元被官で山城下五郡守護代の香西元長が「五郡内寺社本所領並在々所々年貢・諸公事物等五分一」の知行を認められ、政元から「乙訓郡内国人中、郡内名主沙汰人中」に対し、「若有及異議在所者、可被加御成敗」という強い態

度でこの旨が伝えられた。秋に「国方」より納入督促の奉書が来ると、「乙訓郡之面々」は「朝暮談合」を行い、「当郡」を「国持」とする詭言が検討された。寒川氏は東寺に対し、寺領は不入だといつても今は効力がないから、「国」に「一味」し「郷次之失墜」を負担をするよう求めた。その後向日宮で開かれた「国之寄合」では、「当年計以礼物五分一ヲ詭言」とする「国之儀」が決定されたが、寒川氏は再度「国次」に外れないよう東寺に求めた。いったんは「当郡除」が認められたものの、後に「五分一配符」が在々所々に入れられたため、国衆は再度「諸本所」より「礼物」を集め、香西方へ「国」として詭言し、「当郡不入」を認めてもらった。しかし、本所である東寺は、「庄家」が負担した「国次」の「郷別…出銭」を下行することを洪っており、公文から「迷惑」と批判されている。

この事例においては、「乙訓郡面々朝暮談合」、「国之寄合」・「国之衆参会」・「国之儀」の談合など、「国」は乙訓郡という政治単位の意味で使われるとともに、詭言の主体・「当郡」を持つ主体の意味でも使われ、その組織として「惣中」・「年老衆」があったことも知られる。また、負担の論理として「国次」が使われているが、「郷次」も同じ意味で使われていること、郡の「国持」という表現があることは、「国」が国郡という区分ではなく、五分一賦課対象という政治的共通性を有する地域を意識した用語であることを示している。同時に、「国方」よりの奉書という表現に見られるように、その徴収主体である守護方も「国」と意識されていた。それが同一の文書中に並存してい

るところに、「国」の意味の多様性が示されているといえよう。また、ここでも、「国次」に対する姿勢において、本所と「庄家」・「地下」との間には違いがあり、「地下」側にとつては庄園の論理よりも「国」・「郷」の論理が優越している状況を窺わせる。

### 3 その後の乙訓

明応八年になると、今度は「西岡中脈被官人」が、「右京兆之下知」と号して、「東寺領山城国所々散在田地」に対し、半済を徴収（年貢等）を「譴責」した。これは、前將軍足利義材が上洛を企てたのに対し、政元が被官衆を動員するために取られた措置だった。東寺鎮守八幡宮領である乙訓・葛野・紀伊郡内の「久世上下庄上野植松拝師」等もその対象となり、東寺は「公方御下知」により免除された<sup>22</sup>。しかし、「公儀」の「厳密の御成敗」を「国衆」は「かつて承引」しなかった（東寺を四八五）。守護代の香西又六も「惣国之寺社本所領之五分一」を徴収すると申し出、「詭事」に対しては「各之給人既に宛行之上は、免除の儀叶うべからず」とすげなかつた。そこで、「各之給人」に対し「詭事」をし、愛宕・葛野・紀伊郡内の七領は五十五貫文の「礼銭」と引き換えに「免許」されたが、「乙訓郡久世上下庄」は「依不定給人未落居」という状況だった<sup>23</sup>。

ここでは山城「惣国」に対する賦課が問題となつているが、国レベルでも郡レベルでも「惣国」の動きは不明である。指導者であるべき国衆が賦課側に回つたため、組織者が不在だったとも考えられる。そこで東寺は、「当寺領所々の事、守護不入の

地として段錢臨時の課役以下免除分明の事なり」と、もはや効力を失った論理を振りかざすのが精一杯だった（東寺を四八五）。結局、国衆は政元被官の立場から自己の利害を優先させたのである。前述のように、山城国一揆は「惣国」として半済を賦課していたが、ここではそうした公権力的立場は窺えない。彼らは、守護・被官（給人）ともに平和・秩序維持への志向性を欠如させており、東寺の僧僧たちは、むしろ「属世上静謐当国ニ守護職無之」ことを望んでいたのである。<sup>(24)</sup>

それが顕在化したのが、西岡中脈衆の細川晴元派と細川高国派への分裂だった。劣勢となった高国派が大永八年（一五二八）晴元に帰参したのに伴い、所領をめぐる両派の抗争が発生した。高国派は「以御下知安堵之儀、被仰付」と主張したが、晴元派は「以忠節旨、彼跡職共当知行仕候」と譲らなかつた。高国派は東寺に対し、「御在所御合力」を依頼し、東寺から「御用」があれば「国一味之子細」なのでいつでも「各申合可致馳走」としている。ここには「国」の論理が生きているようにも見えるが、所詮は劣勢な側の方便に過ぎなかつた。晴元派は、三好元長が「五郡令存」ので、万一高国派に「合力」したら大変なことになると東寺を脅迫している。国衆の分裂により、「国」の論理は実効性を喪失してしまつた。それどころか、政治秩序の解体により、当時の百姓たちが最も恐れたとされる「二重なし」の危険すら生まれたのである。

こうした混乱状況は、武家による地域支配の強化・一元化の方向の中で解決されていく。天文三年には、細川晴元奉行人の

茨木長隆から木沢長政に対し、「城州西岡中脈寺社本所領」「半済」を「峯城々米」として徴取せよとの命令が下つている。天文法華の乱後入京し管領の地位についた晴元は、天文七年に「山崎御城料」として「下五郡反錢」を賦課している。天文十七年頃には、晴元に替わつた三好長慶が、国衆を通じて東寺領に対し勝童寺城の普請役を賦課した。さらに、畿内政権を崩壊させた織田信長は、元龜四年七月、細川藤孝に「忠節」の恩賞として「城州之内限桂川西地」の「一職」を「領知」させた。藤孝は、さっそく草島秀存の知行を安堵している。藤孝は天正三年には用水相論を裁定しており、領域が郡単位となつていないことは、地域の実態に即した支配圏の設定を意図した結果と考えられる。地域住民からするならば、秩序の安定化がようやく達成されたとも評価されよう。

#### 四 結びに代えて―惣国一揆の歴史的位置―

シンポジウム「日本中世の地域社会」の中で、歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループは、「合力関係にあつた村々」「地下」と在地領主は、戦乱や臨時役の賦課回避など、「地域社会」の共通の政治課題に直面すると、「地域」の秩序を支える仏神に結集して、地域社会の公共性（例えば「惣国之大儀」）を根拠に、ともに一揆した。これが惣国一揆である。……惣国一揆は、村々と在地領主が独自に形成した「地域社会」の政治的到達点と評価されるべきものであろう」としている。見てきたように、確かにこうした評価は可能だが、秩

序維持の方式には多様性があり、それだけが「地域社会の政治的到達点」だとすることはできない。ワーキンググループ自身が「惣国一揆は、『一揆』という性格上、また在地領主が上級権力とのタテの関係を維持している以上、政治状況の変化によって解消されるものであった」としてはいるように、惣国一揆が形成される条件を検討し、その歴史的位置を明確にすることが必要である。

湯浅治久氏が主張するように、惣国一揆が地域社会の危機への対応の所産だったとすれば、そこには自ずと限界が存在することになる。地域社会の秩序維持全体を担うものではなく、とりわけ日常の用水管理などの再生産や領主支配のあり方とは、さしあたり関わりを持たないものである。この点では、両島山軍の抗争を契機に成立した山城国一揆も、織田軍の侵攻への対応のため結集した甲賀郡中惣・伊賀惣国も事情は同様であり、戦国大名が作った／作ろうとした「国家」とは、性格を大きく異にする。これと関連する限界として、既存の国家支配の枠組を前提とした受動性が挙げられる。それは、半済が山城国下五郡に賦課されたにも拘わらず、対応は乙訓という郡単位で行われたことに端的に示されている。山城国一揆に見られるように、「国持」とは守護支配の代行であり、守護支配の再建（山城国一揆）、あるいは新たな「国家」支配の成立（甲賀郡中惣）によって、「惣国」は存在意義を失い解体したのである。ここには室町幕府―守護体制に替わる地域秩序の論理は見られず、指導者である国衆が「惣国」の立場を堅持することなく上位権力と

の主従関係を優先させたのは、当然の結果ともいえよう。

こうして見ると、惣国一揆の成立条件には、戦国期の畿内政権下での公権力の多元性・流動性による支配関係の不安定性があったといえよう。地域秩序の主軸となるべき将軍家も細川京兆家も分裂抗争を繰り返し、従来の国郡制的守護支配の枠組を清算できないままであった。こうした状況下で、「地域合力」が補完的役割を果たし、在地領主・庄園領主も独自の立場を占めていたのである。とするならば、惣国一揆には、室町幕府―守護体制の解体から新たな「国家」支配の成立に至る過渡段階に固有の「国」という歴史的位置を与えるべきであると考えられよう。

注

- (1) 歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ「地域社会論の視座と方法」〔歴史学研究〕六七四号、一九九五年 参照。
- (2) 池上裕子「中世後期の国郡と地域」〔歴史評論〕五九九号、二〇〇〇年 参照。
- (3) 稲葉継陽「中・近世移行期の領域秩序と国郡制」〔歴史評論〕六四二・六四七号、二〇〇三・二〇〇四年 参照。
- (4) 久保健一郎「後北条氏における公儀と国家」〔同「戦国大名と公儀」校倉書房、二〇〇一年、所収〕参照。
- (5) 拙稿「戦国期地域権力の「公儀」について」〔中央史学〕二七号、二〇〇四年 参照。
- (6) 「大日本古文书 毛利家文书」六六三号。以下、「大日本古文书」所収の史料については、「毛利六六三」のように、家・寺社名と文書番号のみを本文中に記すこととする。
- (7) (年欠)二月十三日付毛利輝元書状〔萩藩閩閩録〕巻一九井原孫左衛門一。
- (8) 藤田達生「日本近世国家成立史の研究」〔校倉書房、二〇〇一年〕第一章第一節「中国国分」参照。

- (9) (年欠) 三月二十五日付北条氏綱書状(『戦国遺文』一四〇号)。  
 榎原雅治「損免要求と豊凶情報」(同「日本中世地域社会の構造」校倉書房、二〇〇〇年、所収) 参照。  
 (10) 『大日本史料』応永十九年九月十一日条。  
 (11) 『東寺百合文書』ツ函。  
 (12) 『山中文書』(日本思想大系「中世政治社会思想 上」(岩波書店、一九七二年) 所収)。  
 (13) 『大乗院寺社雑事記』文明十八年五月九日条。  
 (14) 『国史大辞典』「国」の項(平野邦雄執筆) 参照。  
 (15) 拙稿「戦国期の地域権力」(歴史学研究会・日本史研究会編「日本史講座 第5巻近世の形成」東京大学出版会、二〇〇四年、所収) 参照。  
 (16) 午二月二十七日付北条家朱印状(『戦国遺文』一三八五号)。  
 (17) 矢田俊文「日本中世戦国期権力構造の研究」塙書房、一九九八年、二五八頁。  
 (18) 『長岡京市史 本文編二』(長岡京市役所、一九九六年) 参照。  
 (19) 稲葉継陽「戦国時代の荘園制と村落」(校倉書房、一九九八年) 第一章「庄家の一揆と地域社会」、第二章「用水相論と地域財政の展開」参照。  
 (20) 『長岡京市史 資料編二』(長岡京市役所、一九九二年)「中世編年史料」長享元年閏十一月条。以下、特に断らない限りは、「乙訓惣国」に関する史料は同書より引用し出典は記さない。  
 (21) 鎮守八幡宮供僧評定引付 明応九年十月十七日条(『東寺百合文書』ツ函)。  
 (22) 同前 明応九年十二月二十日条。  
 (23) 同前 明応十年六月二十六日条。  
 (24) 注(一)論文八頁。  
 (25) 同前。  
 (26) 湯浅治久「中世後期の地域と在地領主」(吉川弘文館、二〇〇二年)第五章「革島氏の所領と乙訓郡一揆」参照。  
 (27) このような惣国一揆評価は、山城国一揆を「純粋封建支配の確立過程」に位置付ける鈴木良一氏の見解と共通する面がある(鈴木「純粋封建制成立における農民闘争」(同「中世史雑考」校倉書房、一九八七年、所収)参照。但し、鈴木氏が階級関係論的視点から評価したのに対し、私見は地域社会論的視点に基づいているところに違いがある。

(戦国史関係論文目録 四〇頁よりつづく)

杉本 喜一「清州会議における蒲生忠三郎への知行充行状について―他三通の織田氏宿老連署の文書と関連して」『三重の古文書』89 (3)

千田 嘉裕「戦国期の城下町構造と基層信仰」『国立歴史民俗博物館研究報告』112 (2)

立花 京子「信長・秀吉への將軍権限授与について」『ふびと』56 (1)

種村 威史「慶長期徳川政権の領知宛行」『史学研究集録』29 (3)  
 服部 英雄「中世史研究の新視点」『芸備地方史研究』240・241 (4)  
 藤本 正行「16〜17世紀における鉄砲の使用」書評・宇田川武久「江戸の砲術」・「鉄砲と戦国合戦」『歴史学研究』785 (2)

ベルザー・ロブ「薩藩武芸文化探検―文亀から元禄にかけて―」『東京大学史料編纂所研究紀要』14 (3)

堀 新「織豊期の王権論をめぐって」『歴史評論』649 (5)  
 松本 和也「一五六九年六月一日付ルイス・フロイス書翰の日本語表記について」『ヒストリア』189 (4)

宮島 新一「秀吉は駕籠に乗ったか」『日本歴史』669 (2)  
 村井 章介「鉄砲はいつ、だが、どこに伝えたか」『歴史学研究』785 (2)

村田 安穂「南蛮寺破亡邪宗記」(翻刻)『早稲田大学教育学部』学術研究―地理学・歴史学・社会科学編― 52 (2)

矢田 俊文「戦国期守護家・守護代家奉書と署判者」A書 (2)  
 山本 紀子「釘の「連」」『国立歴史民俗博物館研究報告』113 (3)

著 書  
 今井 雅晴編『奥羽地方における宗教勢力展開過程の研究』(科  
 研費報告書) (3)

(二五頁下段につづく)

- と大友氏・島津家久・伊東氏が提出した知行指出であった。(天正十六年) 閏五月三十日付福智長通書状 (旧記) 後編二 四七〇号。
- (54) (天正十八年) 八月十一日付豊臣秀吉朱印状 (大日本古文书 浅野家文书) 六〇号。
- (55) (天正十八年) 六月六日付伊達政宗書状 (登米懐古館所蔵登米伊達家文书) 「仙台市史」史料編一〇 六九七号。
- (56) 秋澤繁「御前帳をめぐる諸問題―豊臣初期御前帳と大田文―」(年報中世史研究) 一八―一九九三年・小竹文生「豊臣政権の九州国分に関する一考察―羽柴秀長の動向を中心に―」(駒沢史学) 五五 二〇〇年・中野等「豊臣政権と国郡制―天正の日向国知行割をめぐる―」(宮崎県地域史研究) 第二一・一三合併号 一九九九年) など。また播磨長紀氏は「豊臣政権と豊臣秀長」(三鬼清一郎編「織豊期の政治構造」吉川弘文館 二〇〇〇年) で、「公儀之儀」を担った秀長を秀吉「名代」と評価し、取次とは別概念として捉えている点で大いに参考になる。しかし他氏同様、秀長の裁定が三成らの運動によって覆される可能性を含んでいたとする点で本稿と見解を異にする。
- (57) (天正十五年) 六月十四日付安国寺惠瓊書状 (旧記) 後編二 三四七号。
- (58) (天正十五年) 九月十四日付福知長通書状 (旧記) 後編二 三七七号。
- (59) (天正十七年) 一月二十八日付富田一白書状 (伊達) 四〇五号・(天正十六年) 閏五月三十日付福知長通書状 (旧記) 後編二 四七〇号。
- (60) (天正十六年) 十二月二十八日付上杉景勝書状写 (別集奥羽文書纂所収文书) 八号 「山形県史」古代中世史料一。
- (61) (天正十六年) 六月六日付島津義弘書状 (旧記) 後編二 四七一号。
- (62) 「旧記」後編二 一五〇一号。

(戦国史関係論文目録 一二頁下段よりつづく)

海老澤 衷編「東アジアにおける水田形成および水稻文化の研究 (日本を中心として)」(科研費報告書) (3)

塩谷 菊美「真宗寺院由緒書と親鸞伝」法藏館 (1)

奥野 高廣「戦国時代の宮廷生活」続群書類従完成会 (1)

神田 千里編「日本の名僧13民衆の導師連如」吉川弘文館 (5)

草野 顕之「戦国期本願寺教団史の研究」法藏館 (3)

久野 俊彦・時枝 務編「偽文书学入門」柏書房 (5)

熊倉 功夫編「茶人と茶の湯の研究」思文閣出版 (1)

黒田 基樹「扇谷上杉氏と太田道灌」岩田書院 (6)

渋谷 和宏・佐藤 康太・大山由美子編「信長公記」語彙索引」立正大学十六世紀史研究会 (5)

市立長浜城歴史博物館編「神になった秀吉―秀吉人気の秘密を探る―」サンライズ出版 (2)

高岸 輝「室町王権と絵画 初期土佐派研究」京都大学学術出版会 (2)

高橋 秀樹「中世の家と性」山川出版社 (4)

長谷川成一「弘前藩」吉川弘文館 (3)

村井 章介編「8―17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に―(上)(下)」(科研費報告書) (3)

安田 次郎編「大和の武士と武士団の基礎的研究」(科研報告) (3)

山内 謙「中世 瀬戸内海の旅人たち」吉川弘文館 (1)

大和郡山市教育委員会・城郭談話会編「筒井城総合調査報告書」(3)

鹿苑寺 編「鹿苑寺と西園寺」思文閣出版 (4)